

## 小児新棟設計業務委託に係る 簡易公募型プロポーザルの説明書

### [1] 委託業務概要

#### 1. 業務の概要

##### (1) 業務名

令和8年度第S-1号 小児新棟設計業務委託

##### (2) 業務内容

小児新棟について下記の設計を委託する。

なお、委託する設計業務は、基本設計および実施設計業務とする。

##### [委託する業務]

- ① 建築設計 一式
  - ・小児新棟：3階建て 延べ面積約7,000㎡
  - ・渡り廊下：延べ面積約100㎡（主たる構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造、平屋建て建築工事）
- ② 上記に係る電気設備設計 一式
- ③ 上記に係る機械設備設計 一式
- ④ 外構設計 一式
- ⑤ 下記（3）業務条件③に示す既存病院について、増築に伴う改修設計（現況調査を含む。）
- ⑥ 工事費積算
- ⑦ 建築基準法に基づく性能評価、大臣認定、計画通知、許可、承認等に伴う関係諸官庁への申請用図書の作成および手続（手数料の納付は含まない）
- ⑧ 消防法に基づく関係諸官庁への申請用図書の作成および手続（手数料の納付は含まない）
- ⑨ 都市計画法に基づく証明等の関係諸官庁への申請用図書の作成および手続（手数料の納付は含まない）
- ⑩ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による適合判定用図書の作成および手続（手数料の納付は含まない）
- ⑪ その他設計に伴う関係諸官庁への申請用図書の作成および手続（手数料の納付は含まない）

##### (3) 業務条件

- ① 建築工事の工事費（附帯施設、外構等を含む）は、小児新棟整備に約60億円を上限とし、小児新棟が求める機能を確保しつつ可能な限り工事費の縮減を図るものとする。
- ② 既存病院は、平成11年11月に旧建築基準法第38条に基づく国土交通大臣認定を受けた免震構造を有する地下1階地上12階建ての病院で平成14年9月に建築基準法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けている。
- ③ 小児新棟の増築に伴い渡り廊下で接続する既存病院等について、現地調査を実施し現行の建築基準法その他各種法令の適合性をとりまとめ、不適合部分の改修設計を実施すること。

④ 小児新棟新築設計業務委託に係る設計委託費は下記（５）に記載の額を上限とする。

（４）履行期限

契約締結の日から令和９年12月28日（火）まで

（５）委託上限額（基本設計および実施設計）および支払年度区分

140,900,100円以内（消費税および地方消費税（10%）を含む）

また、内訳および支払い年度区分は以下のとおりとする。

建築設計：140,900,100円（R8:約23%、R9:約77%）以内

（６）発注者 滋賀県病院事業庁長 足立 壯一

担当部局 滋賀県立総合病院 病院整備推進室

電話 077-582-5051 ファックス 077-582-5931

メールアドレス nb01@pref.shiga.lg.jp

## 2. 業務の詳細な説明

別記『滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書』（設計概要書含む。）のとおりとする。

## 3. スケジュール

（１）参加表明書の提出期限

令和８年６月12日（金）午後4時まで

（２）第一次審査

令和８年６月中旬（予定）

（３）第一次審査結果（技術提案書提出要請）の通知

令和８年６月22日（月）（予定）

（４）技術提案書の提出期限

令和８年７月17日（金）午後4時まで  
（予定）

（５）第二次審査

令和８年７月下旬（予定）

（６）第二次審査結果（契約予定者の特定）の通知

令和８年７月30日（木）（予定）

## 〔2〕参加表明書の提出について

### 1. 参加表明書の提出方法

（１）提出方法

次の２に示す担当部局に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。  
（郵送の場合の送料は自己負担とし、提出期間内に必着のこと。）

（２）提出書類

① 参加表明書

② 誓約書

③ （様式－１）業務実施体制

④ （様式－２）予定技術者の経歴等

⑤ （様式－３）過去15年間の同種または類似業務の実績

⑥ （様式－４）実施方針・実施フロー・工程表

⑦ 組合員リスト（組合の場合においては組合員リストを提出すること。なお、組合員リストに載っている建築士事務所については、重複してプロポーザルに参加できないものとする。）

⑧ （様式－５）設計共同体協定書（案）（設計共同体の場合のみ）

(3) 提出期間

令和8年6月2日(火) 午前9時00分から

令和8年6月12日(金) 午後4時00分まで

(4) 提出部数：正本1部、写し1部、無記名の写し10部、PDFデータ一式(CD-R)とする。

## 2. 提出先

滋賀県病院事業庁 病院整備推進室

住所 〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目4番30号

電話 077-582-5051 ファックス 077-582-5931

メールアドレス nb01@pref.shiga.lg.jp

### [3] 技術提案書の提出について

#### 1. 技術提案書の提出方法

(1) 提出方法

次の2に示す担当部局に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。

(郵送の場合の送料は自己負担とし、提出期間内に必着のこと。)

(2) 提出書類

① (様式-6) 技術提案書

② (様式-7-①~③) 特定テーマに対する技術提案

③ 参考見積書(業務名は「令和8年度第S-1号 小児新棟設計業務委託 一式」とし、消費税および地方消費税(10%)込みの価格で見積もること。)

(3) 提出期間(予定)

令和8年6月22日(水) 午前9時00分から

令和8年7月17日(火) 午後4時00分まで

(4) 提出部数：正本1部、写し1部、無記名の写し10部、PDFデータ一式(CD-R)とする。

#### 2. 提出先

上記[2]2に記載の提出先に同じ。

#### 3. 技術提案を求めるテーマ(特定テーマ)

技術提案書の記載にあたっては、「滋賀県立小児新棟基本計画」(以下、「基本計画」という。)を熟読のうえ、次の(1)~(3)について技術提案書を提出すること。

(1) 患者・家族および職員関係者が安心・快適・効率的に小児新棟の施設を利用・運用できる動線計画・平面計画について

(原則として基本計画を踏まえて動線計画・平面計画を提案するものとするが、極めて効率的な運営が可能で実現性が高いと予測される場合は、基本計画に記載された部門配置等にかかわらず提案することができるものとする。)

(2) 既存棟と小児新棟を効果的に運用するうえで配慮すべき点について

(3) ライフサイクルコスト(初期建設費およびランニングコスト)および環境負荷の低減を図るための方策について

#### 4. 技術提案書等の作成および記載上の留意事項

##### (1) 技術提案書等作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書等については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

##### (2) 技術提案書等の作成方法

技術提案書等の様式は、別添の様式－１～７（Ａ４版）に示されるとおりとする。（用いる文字は横書き、サイズは10ポイント以上とする。余白や行間等は特に指定しない。また、白黒、カラー等についても特に指定しない。）

##### (3) 技術提案書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制 (様式－１)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者および総合担当主任技術者は一級建築士であること。</li> <li>・構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士であること。</li> <li>・電気設備担当主任技術者または機械設備担当主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士であること。</li> <li>・管理技術者は13年以上の実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める実務経験の内容をいう。以下同じ。）を有すること。担当主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。</li> <li>・管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者を記載する。なお、各技術者は兼務することができないこととする。管理技術者および総合担当主任技術者は、受注者が会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。</li> <li>・総合担当主任技術者は、公告の日の前日時点の手持ち業務（契約予定者として特定されている未契約のものを含む。）が5件未満である者とする。</li> <li>・技術提案書の提出者以外の協力事務所等に所属する者を主任技術者とする場合には、協力事務所名等も記載すること。</li> <li>・他の協力事務所等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先または協力先、その理由（協力事務所の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> </ul>
予定技術者の 経歴等 (様式－２)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者について、経歴等を記載する。</li> <li>・総合担当主任技術者以外の担当者の手持ち業務は、公告の日の前日時点の、滋賀県および滋賀県以外の発注者のものも含めすべて記載する。</li> <li>・配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</li> <li>・管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者につい</li> </ul>

	<p>て様式-2を用い、配置予定技術者1名につきA4版1枚に記載する。ただし、様式-2の記載事項については、「過去15年間の同種または類似業務の実績」の有無についての評価には用いない。</p>
<p>過去15年間の同種または類似業務の実績 (様式-3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所、管理技術者、総合担当主任技術者および構造担当主任技術者が過去に従事した同種または類似業務について実績を記載する。</li> <li>・「同種または類似業務」は下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>同種業務：既存病院(延べ面積が10,000平方メートル以上に限る。)に接続する病棟の増築または改築(増築または改築した部分に限る。以下同じ。)で、増築または改築した部分の延べ床面積が7,000平方メートル以上である建築設計</li> <li>類似業務：病院の新築、増築または改築で、新築、増築または改築した部分の延べ床面積が7,000平方メートル以上である建築設計</li> </ul> </li> <li>・記載する業務は平成23年4月1日から公告の日の前日までに完了した業務とする。</li> <li>・基本設計および実施設計、または実施設計のみの業務を対象とし、基本設計のみの業務は対象外とする。</li> <li>・業務の実績は、国内の本社または支店の業務実績をもって判断する。</li> <li>・図面、写真等を引用する場合も含め、1件につきA4版1枚(片面)に収める。</li> <li>・記載する業務について、事務所名や従事者名がわかる(契約書、掲載雑誌の写し等)を添付すること。</li> </ul>
<p>実施方針・実施フロー・工程表 (様式-4 ①、様式-4 ②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上(意匠、構造、設備の各分野)の配慮事項(提案を求めている内容を除く。)、その他業務上の配慮事項等を簡潔に記述すること。</li> <li>・職員のニーズや意見を把握し、情報・イメージを共有し、集約・調整して設計に反映させていく方法についても必ず記載すること。</li> <li>・実施方針はA4版1枚(片面)に、実施フローおよび工程表はA4版1(片面)枚に、合わせてA4版2枚に記載する。</li> </ul>
<p>特定テーマに対する技術提案 (様式-5、 様式-6①~ ③)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本説明書の3.(1)~(3)の技術提案を求めるテーマに示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。</li> <li>・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、模型や詳細設計でないこと。</li> <li>・1テーマにつきA4版1枚(片面)以内に記載する。</li> </ul>
<p>参考見積書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る参考見積書を提出すること。</li> <li>・記載様式は特に定めないが、A4版1枚(片面)に記載すること。</li> <li>・消費税及び地方消費税を合わせた税率は10%として積算すること。</li> </ul>

(4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

(5) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面および別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

#### [4] 審査方法等について

##### 1. 選定委員会

(1) 本業務に係る選定委員会として、**滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等選定審査委員会**を設置する。

(2) 委員

氏名	所属・役職等
加藤 竹雄	滋賀県立総合病院こども医療センター長
金子 隆昭	彦根市立病院 事業管理者
高田 ひろみ	滋賀県立総合病院事務局 特命総長補佐
富田 芳男	滋賀県立総合病院事務局長
中村 敬哉	滋賀県立総合病院長
西川 政宏	滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課長
西村 路子	滋賀県立総合病院看護部長
能登 昌子	滋賀県立総合病院こども医療センター副センター長
濱川 克彦	滋賀県病院事業庁次長
福井 亜由美	滋賀県立守山養護学校長
古澤 晶子	滋賀県立大学 県立大学高専開設準備局総務・施設整備課 参事
宗像 幸夫	滋賀県交通まちづくり部建築課長
米田 信年	近畿地方整備局京都営繕事務所長
和湯 裕子	守山市総務部施設整備課 参事

##### 2. 第一次審査

(1) 第一次審査の方法

発注者が設置する選定委員会において参加表明書および添付書類に基づいて審査し、評価点の高い者から5者程度を第一次審査通過者として選定する。

なお、応募者が5者以内の場合は、選定委員会において提出書類をもとに参加資格を確認し、適格者のみについて第二次審査を実施する。

(2) 第一次審査の評価基準

第一次審査の評価項目ならびに判断基準は、以下のとおりである。

#### 【第一次審査の評価項目ならびに判断基準】

評価項目	評価の着目点				評価の ウェイト
				判断基準	
1. 事務所の確性 (40点)	事務所	資格要件	業務実績 過去15年間の実績の内容	平成23年4月1日から公告の日の前日までに完了した、既存病院(延べ面積が5,000平方メートル以上に限る。)に接続する病棟の増築または改築(増築または改築した部分に限る。以下同じ。)で、増築または改築した部分の延べ床面積が3,500平方メートル以上である設計業務の実績(元請かつ国内の実績に限る。)があること。 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
		専門技術力	業務執行技術力 過去15年間の同種または類似業務の実績の内容	平成23年4月1日から公示の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務の受託実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は <b>最大4件まで</b> 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(10点/1件)。 ②類似業務の実績がある(5点/1件)。	40点
2. 予定技術者の経験および能力 (60点)	管理技術者	資格要件	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・一級建築士 ・13年以上の実務経験を有すること。 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
		専門技術力	業務執行技術力 過去15年間の同種または類似業務の実績の内容	平成23年4月1日から公示の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者または担当主任技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は <b>最大2件まで</b> 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(10点/1件)。 ②類似業務の実績がある(5点/1件)。	20点
	総合担当主任技術者	資格要件	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・一級建築士 ・5年以上の実務経験を有すること。 ・公告の日の前日時点の手持ち業務が5件未満であること。 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
		専門技術力	業務執行技術力 過去15年間の同種または類似業務の実績の内容	平成23年4月1日から公示の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者、担当主任技術者または担当技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は <b>最大2件まで</b> 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(10点/1件)。 ②類似業務の実績がある(5点/1件)。	20点
構造担当主任技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・構造設計一級建築士 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件	
	専門技術力	業務執行技術力 過去15年間の同種または類似業務の実績の内容	平成23年4月1日から公示の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者、担当主任技術者または担当技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は最大2件まで提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(10点/1件)。 ②類似業務の実績がある(5点/1件)。	20点	
設備担当主任技術者	資格要件	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・設備設計一級建築士(電気設備または機械設備) なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件	
3. 実施方針・実施体制・実施フロー・工程表 (60点)	業務理解度	実施方針	目的、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 極高(30)、高(23)、普通(15)、低(8)、極低(0)	30点	
	実施手順	実施フローの妥当性	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 極高(20)、高(15)、普通(10)、低(5)、極低(0)	20点	
		工程計画の妥当性	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 極高(10)、高(8)、普通(5)、低(3)、極低(0)	10点	
				計 160点	

### 3. 第二次審査

#### (1) 第二次審査の方法

第一次審査を通過した者について、選定委員会が技術提案書、プレゼンテーションおよびヒアリングに基づいて下記の評価基準に沿って審査を行う。(審査には、第一次審査における評価基準を含む。) 第二次審査の結果より評価点を算出し、評価点が最も高い者を契約予定者として特定する。評価点が2番目に高かった者を補欠契約予定者とし、契約予定者が辞退した場合は、補欠契約予定者が契約予定者となる。

#### (2) 第二次審査の評価基準

第二次審査の評価項目ならびに判断基準は、以下のとおりである。

#### 【第二次審査の評価項目ならびに判断基準】

評価項目	評 価 の 着 目 点			評価の ウェイト	
	判 断 基 準				
4. 経済性 (40点)	見積価格に対する経済性の確認		見積価格が適正で、費用対効果が高いか評価する。 ・次のとおり、委託上限額に対する比率に応じた点数とする。 委託上限額の80%未満 ……評価点の満点 委託上限額の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 委託上限額の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 委託上限額の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 委託上限額の95%以上 ……評価点の満点の10%の点	40点	
5. ヒアリング (65点)	専門技術力	専門技術力の確認	提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、業務の課題や問題点が把握されている場合に優位に評価する。 極高(25)、高(19)、普通(13)、低(7)、極低(0)	25点	
	取組姿勢	業務への取組姿勢	特定テーマに対する提案作成に中心的、主体的に参画し、業務への取り組み意欲が高い場合に優位に評価する。 極高(20)、高(15)、普通(10)、低(5)、極低(0)	20点	
	応答の明確性	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。 極高(20)、高(15)、普通(10)、低(5)、極低(0)	20点	
6. 特定テーマに対する技術提案内容 (135点)	テーマに対する的確性		テーマ1 施設配置や諸室・設備の配置が、施設利用者が安心できる環境、快適な治療環境、職員にとって利便性の高い環境や将来の既存棟を含めた敷地全体の利用等について検討した提案となっているかを評価する。 テーマ2 小児新棟を整備する方針を的確に理解しているか、各棟の持つ機能をよく理解し、総合病院利用者と小児新棟利用者の駐車場分離、外部動線分離および小児新棟の配置等により各棟利用者について配慮がされているかを評価する。 テーマ3 必要な建物・設備の機能を確保しつつ整備費の縮減方法、維持管理費用を含めたトータルコストの適正化の検討および環境性能の高い素材の利用や省エネルギーによる環境保全について具体的な事例を用い実現性の高いものとなっているかを評価する。 極高(15)、高(12)、普通(8)、低(4)、極低(0)	15点	×3
	提案内容の実現性		提案の内容に説得力があり、具体的な類似事例などを用いて実現性の裏付けがある場合に優位に評価する。 極高(15)、高(12)、普通(8)、低(4)、極低(0)	15点	
	独創的な発想		周辺・異分野技術などを援用し、新たな発想に基づく提案となっている場合に優位に評価する。 極高(15)、高(12)、普通(8)、低(4)、極低(0)	15点	
				計 240 点	
第一次審査および第二次審査の合計点				計 400 点	

#### 4. 第二次審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング

- (1) 第二次審査では、以下のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを予定している。
- ①実施場所：滋賀県立総合病院 会議室
  - ②実施日時：令和8年7月下旬（予定）  
1者30分間（説明は15分程度とし、質疑応答を15分程度行う）。  
（各者指定時間については第一次審査通過者に後日通知する）
  - ③出席者：管理技術者および総合担当主任技術者を含む3名以内の出席とし、主な説明者は業務の履行期間にわたり主に発注者と対応することになる者とする。また、管理技術者および総合担当主任技術者を中心とすること。
  - ④プロジェクターによるプレゼンテーションとし、提出資料のみによる説明とする。
  - ⑤その他：日程は一次審査結果とあわせて通知する。
- (2) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

#### 5. 審査結果の通知

- (1) 第一次審査結果の通知  
令和8年6月22日（月）（予定）に書面により通知する。
- (2) 第二次審査結果の通知  
令和8年7月30日（木）（予定）に書面により通知する。

#### 6. 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面により通知する。なお、第一次審査の結果、技術提案書の提出を要請しなかった者についても本項に準じて取り扱う。この場合は「特定」とあるのを「選定」に読み替える。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、滋賀県病院事業庁長に対し非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。
- ①受付場所：上記〔2〕2に記載の担当部局
  - ②受付時間：午前9時00分から午後4時00分まで  
（受付できる日は、土、日および祝日を除く）

## [5] その他

### 1. 本説明書の内容についての質問の受付および回答

- (1) 質問は、文書（様式－8）に記載し、持参、メールまたはFAXにより提出するものとする。メールまたはFAXで提出する場合は、提出先に着信確認を行うこと。
- ① 質問の受付担当部局：参加表明書および技術提案書の担当部局に同じ。
  - ② 質問の受付期間は下記のとおりとする。
    - (1) 参加表明書等に関する質問：公告日から令和8年6月4日（木）午後4時00分まで
    - (2) 技術手案書等に関する質問：公告日から令和8年7月3日（金）午後4時00分まで
- (2) 質問に対する回答は、すべての質問および回答を総括書としてとりまとめ、ホームページに掲載する。なお、質問の最終回答日は、次のとおりとする。
- ① 参加表明書等に関する質問の最終回答日：令和8年6月9日（火）
  - ② 技術提案書等に関する質問の最終回答日：令和8年7月10日（金）

### 2. その他の留意事項

- (1) 技術提案書等の作成、提出およびヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。
- (3) 技術提案書等の提出書類は、返却しない。また、提出された技術提案書等は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、提出されたすべての書類は、滋賀県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開することはない。
- (4) 技術提案書等の提出後、原則として技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 技術資料に関する手続きについての問い合わせには応じるが、業務内容等の問い合わせには応じない。問い合わせは、文書でのみ受け付ける。
- (6) 本説明書中の受付期間等については、土曜、日曜、および祝日は除く。また、時間帯については、正午から午後1時00分までの時間帯を除く。